

令和 7 年 6 月

令和 6 年における行方不明者届受理等の状況

警察庁生活安全局人身安全・少年課

## 令和6年における行方不明者届受理等の状況 目次

- 行方不明者の総数・男女別……………P1
- 年齢層別行方不明者数……………P2
- 原因・動機別行方不明者数……………P3
- 所在確認等の状況……………P5
- 認知症に係る行方不明者の状況……………P6
- 年次別行方不明者届受理状況……………P7
- トピックス（認知症に係る行方不明者の確認状況）……………P8

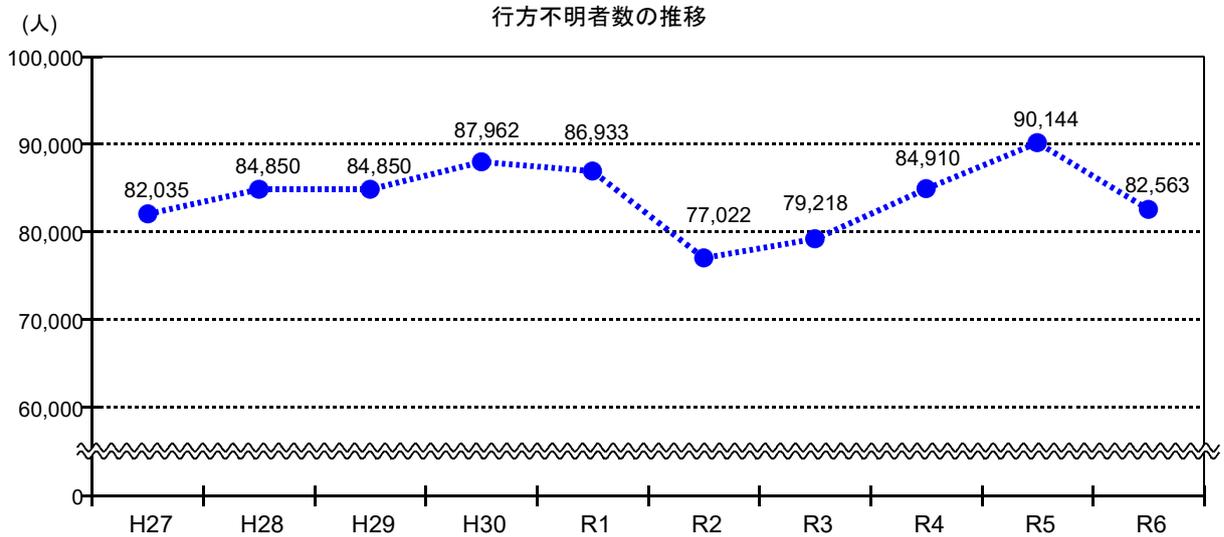
### 〈参考〉

本資料における行方不明者とは、警察に行方不明者届が出された者の数である。

# 令和6年における行方不明者届受理等の状況

## 1 総数

令和6年の行方不明者数は、8万2,563人（前年比7,581人減少）であり、依然として高い水準で推移している。



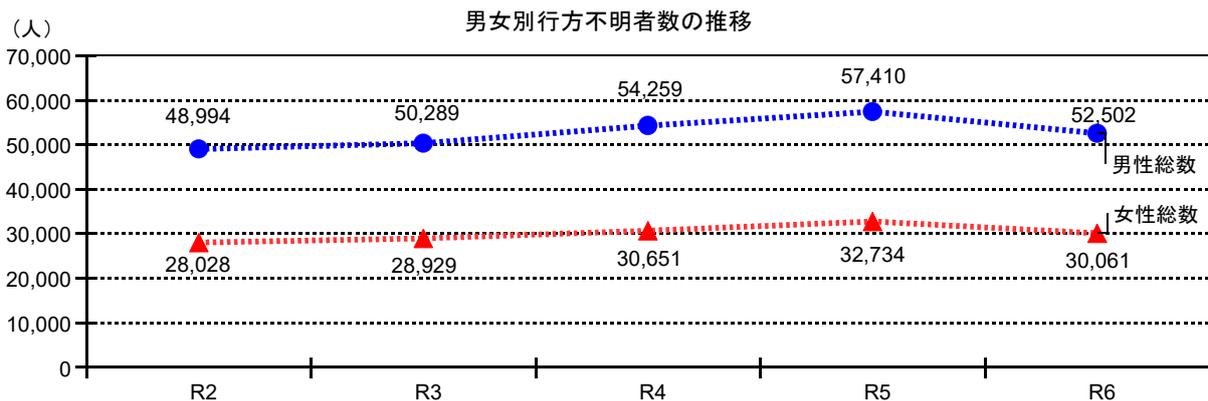
※ 行方不明者数は、警察に行方不明者届が出された者の数であり、延べ人数。

※ 平成26年以前は年次別行方不明者届受理状況（7ページ）を参照。

## 2 男女別

男女別では、男性が5万2,502人（構成比63.6%）、女性が3万61人（構成比36.4%）と、男性の割合の方が高い傾向が続いている。

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	人数	構成比								
男性	48,994	63.6%	50,289	63.5%	54,259	63.9%	57,410	63.7%	52,502	63.6%
女性	28,028	36.4%	28,929	36.5%	30,651	36.1%	32,734	36.3%	30,061	36.4%
総数	77,022	100%	79,218	100%	84,910	100%	90,144	100%	82,563	100%



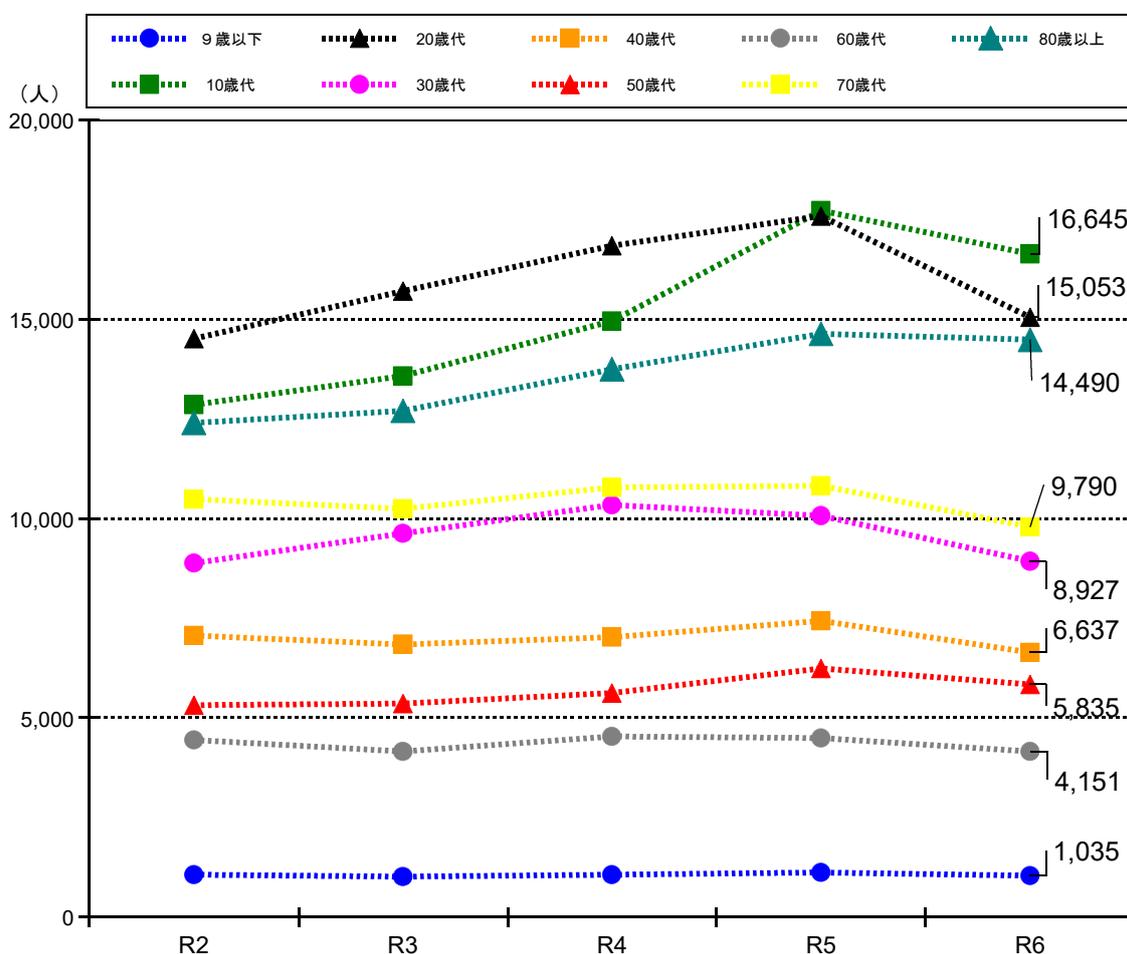
### 3 年齢層別

年齢層別では、10歳代の行方不明者数が最も多く、10歳代及び20歳代で行方不明者全体のおよそ4割を占める。

年齢別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	行方不明者数	人口10万人当たり								
9歳以下	1,055	10.9	1,010	10.7	1,061	11.5	1,115	12.5	1,035	12.0
10歳代	12,860	116.9	13,577	124.1	14,959	138.3	17,732	165.1	16,645	156.4
20歳代	14,516	114.7	15,714	124.3	16,848	132.9	17,600	138.4	15,053	117.8
30歳代	8,879	63.6	9,628	69.2	10,342	75.7	10,073	75.0	8,927	67.3
40歳代	7,066	38.8	6,841	38.2	7,020	40.3	7,433	44.0	6,637	40.5
50歳代	5,314	32.1	5,351	31.3	5,623	32.1	6,240	34.8	5,835	31.9
60歳代	4,442	28.3	4,149	27.2	4,529	30.2	4,490	30.3	4,151	28.0
70歳代	10,487	64.2	10,242	62.5	10,779	65.9	10,821	66.4	9,790	60.9
80歳以上	12,403	106.7	12,706	106.2	13,749	111.5	14,640	116.2	14,490	112.4
合計	77,022	-	79,218	-	84,910	-	90,144	-	82,563	-

※ 各年の人口は、総務省統計局の人口推計による総人口（各年10月1日現在）に基づく。小数第2位以下四捨五入。

年齢層別行方不明者数の推移



## 4 原因・動機別

### (1) 原因・動機別行方不明者数の推移

原因・動機別では、疾病関係が2万3,663人（構成比28.7%）と最も多く、このうち認知症又はその疑いによるもの（以下「認知症」という。）は1万8,121人（構成比21.9%）。

疾病関係に次いで、家庭関係の1万2,466人（構成比15.1%）、事業・職業関係の6,722人（構成比8.1%）の順で多い（その他、不詳を除く。）。

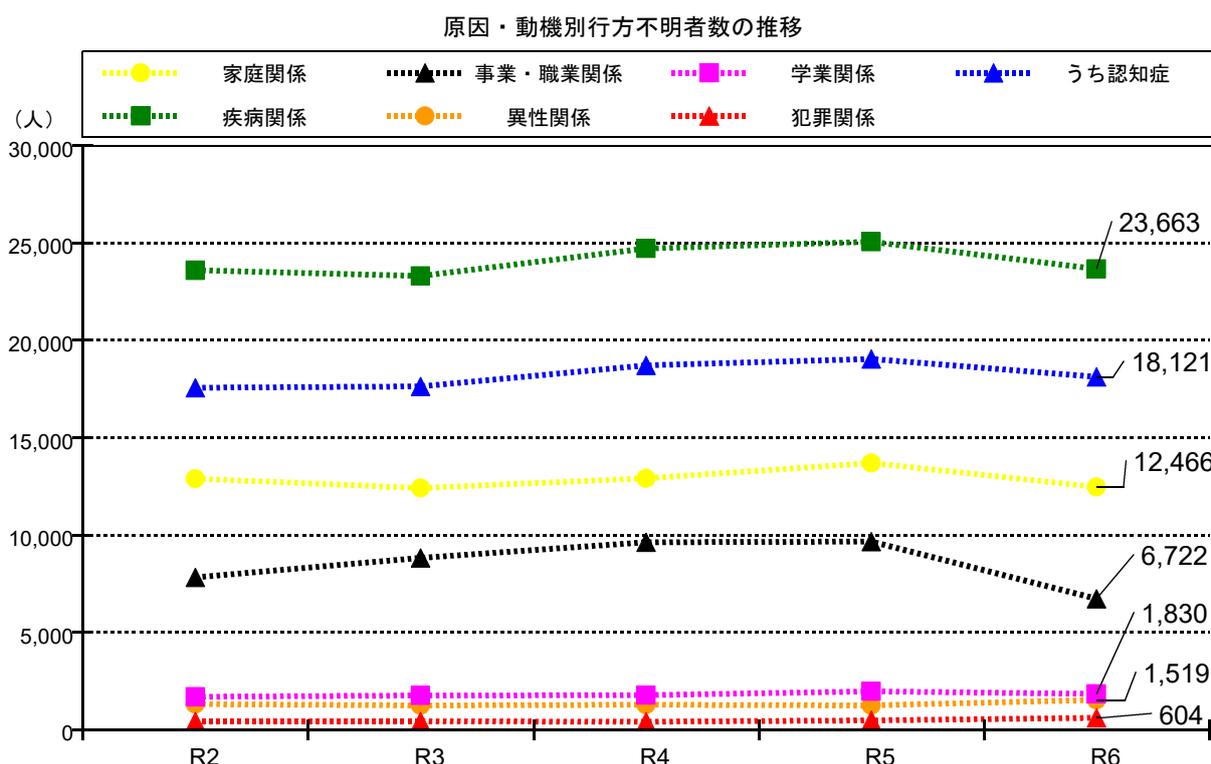
	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	人数	構成比								
疾病関係	23,592	30.6%	23,308	29.4%	24,719	29.1%	25,060	27.8%	23,663	28.7%
認知症	17,565	22.8%	17,636	22.3%	18,709	22.0%	19,039	21.1%	18,121	21.9%
家庭関係	12,894	16.7%	12,415	15.7%	12,899	15.2%	13,699	15.2%	12,466	15.1%
事業・職業関係	7,821	10.2%	8,814	11.1%	9,615	11.3%	9,652	10.7%	6,722	8.1%
学業関係	1,688	2.2%	1,750	2.2%	1,771	2.1%	1,954	2.2%	1,830	2.2%
異性関係	1,307	1.7%	1,240	1.6%	1,272	1.5%	1,249	1.4%	1,519	1.8%
犯罪関係	415	0.5%	420	0.5%	407	0.5%	479	0.5%	604	0.7%
その他	14,649	19.0%	15,477	19.5%	17,147	20.2%	19,068	21.2%	15,478	18.7%
不詳	14,656	19.0%	15,794	19.9%	17,080	20.1%	18,983	21.1%	20,281	24.6%
総数	77,022	100%	79,218	100%	84,910	100%	90,144	100%	82,563	100%

※ 原因・動機は、行方不明者届受理時に届出人から申出のあったものを計上。

・「犯罪関係」は、何らかの罪を犯し、その発覚をおそれて行方不明になったもの等。

・「その他」は、遊び癖や放浪癖、犯罪被害・事故遭遇のおそれのあるもの等。

※ 小数第2位以下四捨五入。



## (2) 原因・動機の年齢層別割合

原因・動機の年齢層別割合では、10歳代以下が家庭関係、20歳代から30歳代までが事業・職業関係、60歳代以上は認知症が高い割合を占める（その他、不詳を除く。）。

	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
疾病関係	87	618	932	773	942	1,060	1,309	6,544	11,398
構成比	8.4%	3.7%	6.2%	8.7%	14.2%	18.2%	31.5%	66.8%	78.7%
認知症	0	0	0	0	9	129	777	6,054	11,152
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	2.2%	18.7%	61.8%	77.0%
家庭関係	370	5,580	1,781	1,362	1,080	860	457	551	425
構成比	35.7%	33.5%	11.8%	15.3%	16.3%	14.7%	11.0%	5.6%	2.9%
事業・職業関係	0	303	3,099	1,659	816	549	219	65	12
構成比	0.0%	1.8%	20.6%	18.6%	12.3%	9.4%	5.3%	0.7%	0.1%
学業関係	37	1,520	260	8	4	1	0	0	0
構成比	3.6%	9.1%	1.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
異性関係	0	613	524	198	115	49	11	9	0
構成比	0.0%	3.7%	3.5%	2.2%	1.7%	0.8%	0.3%	0.1%	0.0%
犯罪関係	0	118	168	105	87	54	23	27	22
構成比	0.0%	0.7%	1.1%	1.2%	1.3%	0.9%	0.6%	0.3%	0.2%
その他	253	3,829	3,827	2,136	1,478	1,326	834	911	884
構成比	24.4%	23.0%	25.4%	23.9%	22.3%	22.7%	20.1%	9.3%	6.1%
不詳	288	4,064	4,462	2,686	2,115	1,936	1,298	1,683	1,749
構成比	27.8%	24.4%	29.6%	30.1%	31.9%	33.2%	31.3%	17.2%	12.1%
総数	1,035	16,645	15,053	8,927	6,637	5,835	4,151	9,790	14,490

※ 原因・動機は、行方不明者届受理時に届出人から申出のあったものを計上。

- ・「犯罪関係」は、何らかの罪を犯し、その発覚をおそれて行方不明になったもの等。
- ・「その他」は、遊び癖や放浪癖、犯罪被害・事故遭遇のおそれのあるもの等。

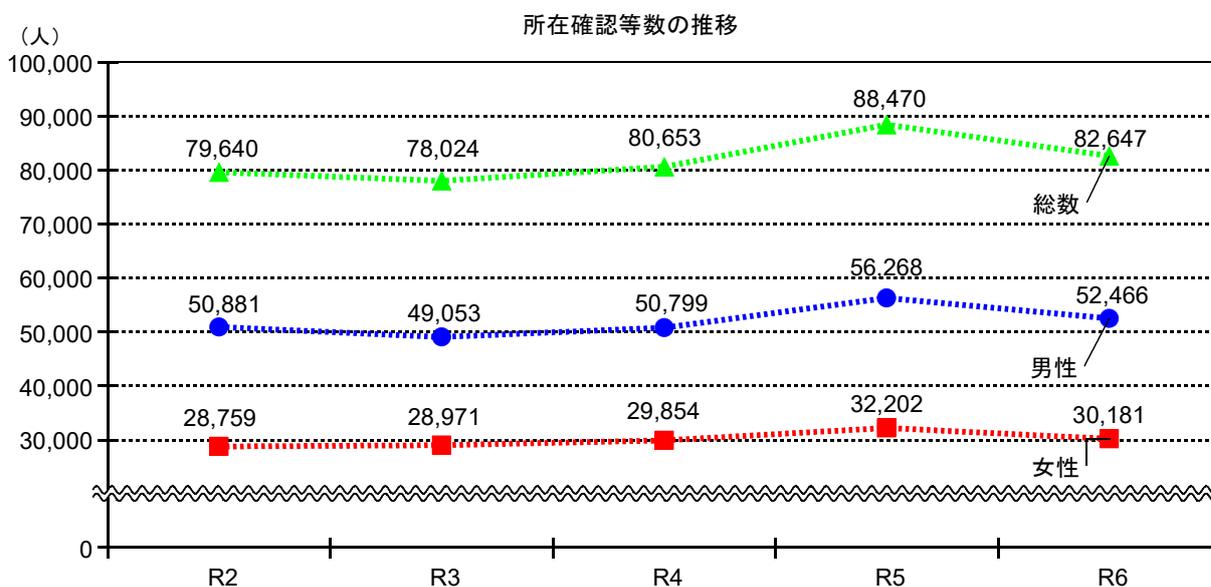
※ 小数第2位以下四捨五入。

## 5 所在確認等の状況

### (1) 所在確認等の数

令和6年中に所在確認等がなされた行方不明者（確認をした年次以前に受理した届出分を含む。）は8万2,647人である。

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		構成比								
男性	50,881	63.9%	49,053	62.9%	50,799	63.0%	56,268	63.6%	52,466	63.5%
女性	28,759	36.1%	28,971	37.1%	29,854	37.0%	32,202	36.4%	30,181	36.5%
総数	79,640	100%	78,024	100%	80,653	100%	88,470	100%	82,647	100%



### (2) 所在確認等の期間

届出受理から所在確認（死亡確認、その他を除く。）までの期間は、受理当日が最も多く3万4,116人、次いで2日～3日以内の1万8,675人である。

区分	合計	行方不明者届受理から所在確認等までの期間										
		受理当日	2日～3日	4日～7日	8日～14日	15日～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～	
所在確認	66,861	34,116	18,675	3,883	2,037	1,640	1,946	1,056	1,225	986	1,297	
死亡確認	3,930	909	1,184	511	321	284	280	108	121	68	144	
その他	11,856											

※ 所在確認・・・警察又は届出人等において所在が確認されたもの。

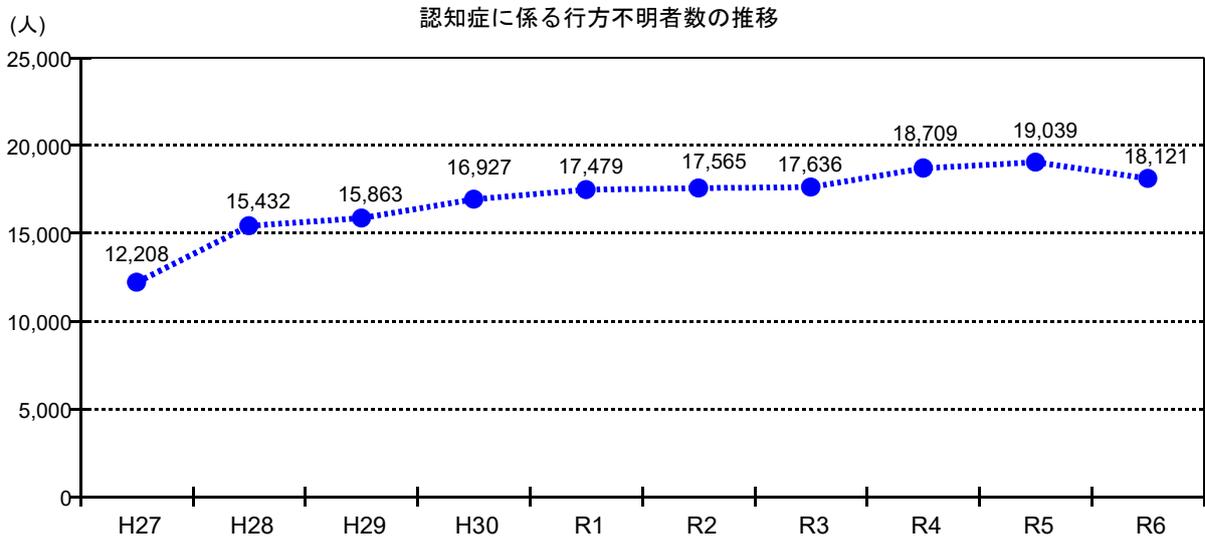
死亡確認・・・警察において死亡が確認されたもの。

その他・・・届出が取り下げられたもの等。

## 6 認知症に係る行方不明者の状況

### (1) 認知症に係る行方不明者数

令和6年の認知症に係る行方不明者数は、1万8,121人（前年比918人減少）であり、依然として高い水準で推移している。



### (2) 男女別

男女別では、男性が1万12人（構成比55.3%）、女性が8,109人（構成比44.7%）と、男性の割合が高い傾向が続いている。

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	人数	構成比								
男性	9,749	55.5%	9,631	54.6%	10,314	55.1%	10,597	55.7%	10,012	55.3%
女性	7,816	44.5%	8,005	45.4%	8,395	44.9%	8,442	44.3%	8,109	44.7%
総数	17,565	100%	17,636	100%	18,709	100%	19,039	100%	18,121	100%

### (3) 所在確認等の期間

令和6年中に所在確認等がなされた認知症に係る行方不明者（確認をした年次以前に受理した届出分を含む。）のうち、届出受理から所在確認（死亡確認、その他を除く。）までの期間は、受理当日が最も多く1万2,476人、次いで2日～3日以内の4,156人である。

区分	合計	認知症に係る行方不明者届受理から所在確認等までの期間									
		受理当日	2日～3日	4日～7日	8日～14日	15日～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～
所在確認	16,942	12,476	4,156	195	54	27	26	5	1	1	1
死亡確認	549	99	175	80	61	43	38	20	16	9	8
その他	552										

※ 所在確認・・・警察又は届出人等において所在が確認されたもの。

死亡確認・・・警察において死亡が確認されたもの。

その他・・・届出が取り下げられたもの等。

### 年次別行方不明者届受理状況

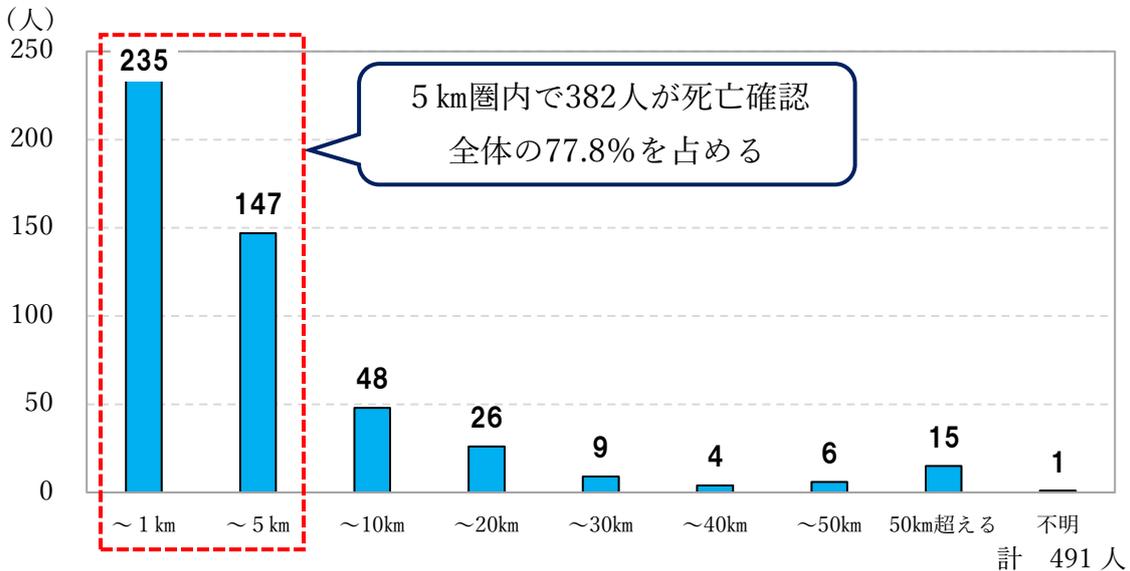
区分 年次	行方不明者届受理数					所在確認等数 ※確認をした年次以前に 受理した届出分を含む
	総数	男女別		成人・少年別		
		男	女	成人	少年	
昭和31年	85,719					
昭和32年	85,510					
昭和33年	85,096					
昭和34年	83,236					
昭和35年	85,867					
昭和36年	87,601					
昭和37年	84,430			44,834	39,596	
昭和38年	84,198	43,550	40,648	42,482	41,716	
昭和39年	88,286	45,648	42,638	44,146	44,140	
昭和40年	87,324	44,069	43,255	44,355	42,969	
昭和41年	91,593	46,144	45,449	46,783	44,810	63,667
昭和42年	93,428	46,143	47,285	48,822	44,606	64,914
昭和43年	96,069	46,037	50,032	50,940	45,129	68,737
昭和44年	94,895	45,622	49,273	51,074	43,821	67,382
昭和45年	100,753	49,195	51,558	55,761	44,992	74,218
昭和46年	97,035	46,719	50,316	56,292	40,743	72,176
昭和47年	90,460	43,360	47,100	53,126	37,334	68,519
昭和48年	90,447	43,939	46,508	54,179	36,268	70,523
昭和49年	84,331	39,953	44,378	51,614	32,717	66,001
昭和50年	91,845	43,330	48,515	53,694	38,151	73,415
昭和51年	94,121	44,305	49,816	53,714	40,407	78,461
昭和52年	95,457	45,089	50,368	54,547	40,910	81,912
昭和53年	101,047	47,280	53,767	55,357	45,690	86,660
昭和54年	100,051	47,450	52,601	55,980	44,071	86,811
昭和55年	101,318	48,398	52,920	55,206	46,112	88,821
昭和56年	104,624	50,671	53,953	57,018	47,606	90,352
昭和57年	105,653	53,435	52,218	59,190	46,463	95,013
昭和58年	115,236	58,854	56,382	68,309	46,927	99,100
昭和59年	104,187	53,670	50,517	62,789	41,398	90,648
昭和60年	96,753	50,268	46,485	56,190	40,563	87,523
昭和61年	95,399	49,729	45,670	55,447	39,952	84,430
昭和62年	90,626	46,974	43,652	53,172	37,454	82,510
昭和63年	90,490	46,577	43,913	52,912	37,578	83,345
平成元年	92,200	47,081	45,119	52,857	39,343	82,472
平成2年	90,508	47,047	43,461	53,111	37,397	80,666
平成3年	88,584	46,959	41,625	54,975	33,609	79,505
平成4年	85,269	46,995	38,274	56,359	28,910	76,110
平成5年	81,458	46,145	35,313	55,381	26,077	72,403
平成6年	82,287	46,913	35,374	56,694	25,593	71,969
平成7年	80,030	46,185	33,845	56,139	23,891	70,490
平成8年	85,157	49,098	36,059	59,658	25,499	72,289
平成9年	86,372	50,198	36,174	60,397	25,975	72,439
平成10年	89,388	53,469	35,919	63,881	25,507	76,403
平成11年	88,362	53,539	34,823	64,336	24,026	76,389
平成12年	97,268	58,946	38,322	71,854	25,414	83,730
平成13年	102,130	60,581	41,549	75,189	26,941	86,633
平成14年	102,880	63,151	39,729	78,798	24,082	88,323
平成15年	101,855	63,819	38,036	78,793	23,062	89,734
平成16年	95,989	61,276	34,713	74,487	21,502	85,199
平成17年	90,650	57,706	32,944	70,380	20,270	81,297
平成18年	89,688	56,889	32,799	69,336	20,352	82,073
平成19年	88,489	55,611	32,878	68,290	20,199	82,387
平成20年	84,739	53,570	31,169	64,670	20,069	78,668
平成21年	81,644	51,828	29,816	62,300	19,344	79,936
平成22年	80,655	51,706	28,949	61,123	19,532	78,467
平成23年	81,643	51,041	30,602	62,587	19,056	74,829
平成24年	81,111	52,187	28,924	60,811	20,300	79,730
平成25年	83,948	53,916	30,032	63,147	20,801	82,182
平成26年	81,193	52,736	28,457	62,461	18,732	79,269
平成27年	82,035	53,319	28,716	64,064	17,971	80,232
平成28年	84,850	54,664	30,186	66,600	18,250	83,865
平成29年	84,850	54,574	30,276	67,240	17,610	81,946
平成30年	87,962	56,379	31,583	70,328	17,634	84,753
令和元年	86,933	55,747	31,186	70,108	16,825	84,362
令和2年	77,022	48,994	28,028	63,107	13,915	79,640
令和3年	79,218	50,289	28,929	64,631	14,587	78,024
令和4年	84,910	54,259	30,651	71,808	13,102	80,653
令和5年	90,144	57,410	32,734	74,840	15,304	88,470
令和6年	82,563	52,502	30,061	67,903	14,660	82,647

※ 統計として残っているのは昭和31年から。空欄はデータが残っておらず不明であるもの。

※ 令和4年から「少年」の年齢を0～17歳とする。

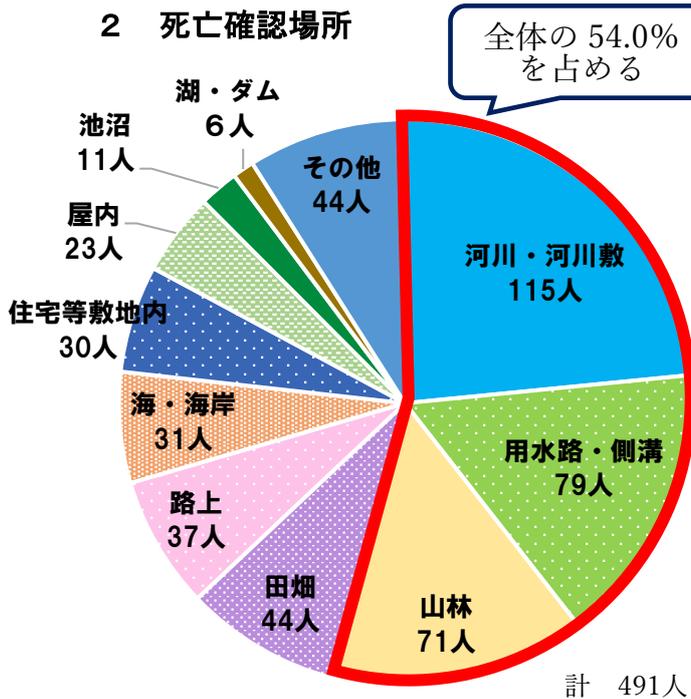
# トピックス 認知症に係る行方不明者の確認状況

## 1 死亡確認場所までの距離



令和6年中に受理した認知症に係る行方不明者のうち死亡者数は491人であり、その77.8%に当たる382人が行方不明となった場所から5 km圏内で死亡確認されている。よって、認知症に係る行方不明者の届出を受理し、その立ち回り見込先等が判然としない場合は、行方不明となった場所周辺での死亡事例が多いことを勘案し、迅速な発見活動を展開することが重要である。

## 2 死亡確認場所



死亡確認場所は、河川・河川敷（115人）、用水路・側溝（79人）、山林（71人）で全体の54.0%を占めている。

これらの場所は、人的捜索が困難となる場合も多く、発見の遅延が行方不明者の生命に大きく影響する。

行方不明者の早期発見・保護のためには、GPS機器等による位置情報の早期把握や、無人航空機（ドローン）による捜索が効果的である。

### 3 GPS機器等を活用した発見事例

#### <事例>

「認知症を患う親族が自宅からいなくなっている。」旨の届出を受けたことから、行方不明者の靴に取り付けたGPS機器の位置情報を取得したところ、自宅住所と同じ町内を示したことから、当該場所付近を捜索した結果、翌日の早朝に自宅から約500メートル離れた山中で滑落している行方不明者を発見し、保護するに至った。

#### <事例>

「認知症を患う親族が自転車に乗って自宅を出ていったきり帰宅しない。」旨の届出を受けたことから、自転車に取り付けたGPS機器の位置情報を取得したところ、他県内を示したことから、当該県警察に対し行方不明者に関する手配を実施した結果、届出を受理してから2時間以内に自宅から約28キロメートル離れた他県内において行方不明者を無事発見・保護するに至った。

#### <事例>

「独居の親族と連絡が取れないことから、行方不明者の所持する紛失防止タグの位置情報を取得したところ、電車で移動している可能性がある。」旨の届出を受けたもので、再度、位置情報を取得したところ、隣接県内の駅周辺を示したことから、当該県警察に対し捜索を依頼した結果、届出を受理してから約45分で自宅から約70キロメートル離れた駅の周辺で行方不明者を無事発見・保護するに至った。

GPS機器等は、行方不明者の現在地を正確に把握することができることから、距離の長短を問わず、迅速かつ的確な発見活動を展開する上で有効

#### 4 無人航空機（ドローン）を活用した発見事例

##### <事例>

「認知症を患う親族が帰宅しない。」旨の届出を受理するとともに、行方不明者からも「遭難した。」旨の通報がなされたことから、所在すると思料される山林内を捜索するも、木々が生い茂り人的捜索を行うことは困難な状況であった。よって、ドローンによる上空からの捜索を実施した結果、飛行開始から約5分後、藪をかき分けて山奥へ進む行方不明者を発見したため、保護するに至った。

##### <事例>

「親族が自宅におらず帰宅しない。」旨の届出を受理したことから、人的捜索を行うことが困難な自宅周辺の海岸付近をドローンで上空から捜索を実施した結果、飛行開始から約20分後、堤防沿いに設けられたテトラポット上において行方不明者を発見したため、保護するに至った。

河川、海、山林等の人的捜索を行うことが困難な場所については、無人航空機（ドローン）を活用した上空からの捜索が有効